# 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和5年度)

作成日 2023/10/31 最終更新日 2023/10/31

記載事項	更新の有無	記載欄	
情報基準日	更新あり	2023/10/31	
国立大学法人名		国立大学法人九州大学	
法人の長の氏名		石橋 達朗	
問い合わせ先		総務部総務課総務第一係	
		TEL: 092-802-2123 E-mail: syssomu1@jimu.kyushu-u.ac.jp	
URL		https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/	

【本報告書に関する	経営協議会》	及び監事等の確認状況】
記載事項	更新の有無	記載欄
		くいただいたご意見>
		①スタートアップ支援については、令和4年度末に福岡市と九州大学において連携協定を締結
		し、研究シーズの事業化の取組みを強化しているため、その点を追加記載してはどうか。
		②デュアルユースの側面を持つ研究活動に対する大学の姿勢を明確にして欲しい。
		③社会からの理解と支持を得るためには、各種広報媒体による情報公開に加え、ビジョンに掲
		げる「シチズンサイエンス(地域コミュニティと密接に結びついたアウトリーチ活動)」な
		ど、直接的な活動も重要であると考えており、研究者の活動の支援や自治体・産業界との連携
		による取組みの推進等の視点も必要ではないか。
		④説明において、もう少しエビデンスを記した方がよいのではないか。説明に記載のURLで確
		認できる部分もあったが、記されていない項目もあった。
		⑤九州大学の各学部等のホームページの記載を閲覧したところ、必要な情報が確認できないと
		ころもあった。過渡期的で工事中ということなのかもしれないが、外から見ると分かりにくく  
		感じた。
	更新あり	⑥九州大学全体として、理系の方針が強く打ち出されている印象を受けた。総合大学ということもあり、国際化が進む中で、人文・社会科学系が国際社会に果たす役割(この分野における
経営協議会による確		国際競争力)などについても、より配慮があってもよいのではないかという印象を受けた。
認		国際就事分がなどについても、より自愿がのうでもよいのではないがという印象を支げた。
		<意見への対応>
		①頂いたご意見を踏まえ、福岡市との連携協定について追記いたしました。
		②頂いたご意見を踏まえ、デュアルユースの側面を持つ研究活動への対応について追記いたし
		ました。
		③頂いたご意見を踏まえ、本学の実施状況に基づき、追記いたしました。
		④頂いた意見を踏まえ、エビデンスとなるURLの追記を行いました。また、今後も積極的に
		Web公開を行うことで、公開情報の充実を図り、より一層説明責任を果たすことに努めて参
		ります。
		⑤頂いたご意見を学内で共有し、対応いたします。
		⑥頂いたご意見を踏まえ、人文社会科学系の国際競争力等をアピールできるよう努めて参りま
		す。

### <いただいたご意見>

「国立大学法人ガバナンス・コード」にかかる適合状況等について所管部 から今年度の点検結果の説明を受けるとともに、公表資料等の閲覧により確 認しました。

「第4期中期目標・中期計画」並びに「Kyushu University VISION 2030」の理念、目標等に沿って説明がなされ、本学の現時点でのガバナンス・コードにかかる適合状況等を適切に報告していると認めます。

個別の原則に関する意見は以下のとおりです。

①補充原則1-4②「法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針」について「法人経営を担う人材の確保と育成方針」では、一定の能力を有する職員(教員及び事務職員)を副学長や副理事、総長補佐へ登用すると規定されていますが、事務職員から総長を補佐する人材への登用は、【人材の登用状況】記載の43名のうち1名(副理事1名)という状況です。

本学の事情に通じ、幅広い実務経験を有する事務職員を将来の法人経営を担いうる人材として 育成することは、方針に定められたとおり、大変重要と思われます。人材育成には一定の期間 を要しますので、大学経営に必要な能力養成を目的とした研修機会の提供など、事務職員に対 し将来を見据えた取組を計画的に実施し、その状況を着実にフォローアップしていくことが望 まれます

②原則 2-1-3 「理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等」について総長を補佐するための人材の責任・権限等については、学内各種委員会の統廃合や文書処理等細則の整備などで明確にされてきましたが、現在、責任と権限の所在が明確でない点があることから、業務の可視化と業務の行程(承認手続き等)を整理する等の検討を進めていると説明を受けました。

学内の意思決定を迅速にし、機動的な法人経営を行うためにも、総長を補佐するための人材の 責任・権限の明確化は重要と思われますので、更なる明確化とその公表が望まれます。

③原則4-2 「内部統制の仕組みの整備と運用体制の公表」について

内部統制の仕組みの整備と運用体制については、報告するリスクについての共通の定義づけや報告事項の見直しなど継続的な見直しが行われ、公表されているものの、入試業務に係る不適切な事案が継続して発生するなど、その整備と運用体制は十分とは言い難い状況と見受けられます。

適正な法人経営を確保するため、引き続き、自らを律する内部統制の仕組みの継続的な見直しと、それらを確実に運用するための役職員への周知や研修が望まれます。

## <意見への対応>

①当該方針に基づき、一定の能力を有する事務職員を総長、法人経営を担う職を補佐するポストへ登用すること、及び当該総長等を補佐するポストについた者を対象に多様な啓発の機会を与えることについて、今後も積極的に実施・検討を行います。

また、事務職員において、総長等を補佐するポストに相応しい人材を多く輩出するため、法人 経営を近くで支援する部署への計画的な人員配置及び上位職に対して法人経営に必要な視点を 身につける研修内容を今以上に意識的に取り入れていくことを検討します。

②総長に集中している責任と権限を理事以下の職位に分散させ、指揮命令系統とともに明確化するほか、重要な業務を執行する場合の手続きを明確化することを検討してまいります。

③現在運用中の内部統制システムについては、毎年の報告の際に、システムが適切に整備・運用されているのかについても検討し、常に見直しを図ってまいります。また、職員を対象とした研修会を実施し、内部統制に関して現場での意識づけにつながる講義を行います。講義は録画し、後日オンラインにて全教職員が閲覧できるようにする予定です。

## その他の方法による 確認

監事による確認

(該当なし)

国立大学法人ガバナンス・コー	・ドにかかる適合	<b>合状況等に関する報告書(令和4年度)</b>
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則 の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		(該当なし)

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 – 1 ビジョン、目標及び戦略を実 現するための道筋		本学は、教育・研究・社会貢献などの国立大学法人のミッションを実現するため、「総合知で社会変革を牽引する大学」を目指す姿として掲げており、2030年に向けた方向性、方針を示す「Kyushu University VISION 2030」及び6年間の具体的目標・計画である第4期中期目標・中期計画等を策定し、本学の目指す姿を実現するための取組を実行している。また、「Kyushu University VISION 2030」や中期目標・中期計画等については、学内関係者及び民間企業や地方自治体などの学外有識者で構成する経営協議会委員との意見交換を踏まえて策定し、これらの情報を本学ホームページに掲載している。 〈Kyushu University VISION 2030〉 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/president/vision 〈中期目標等〉 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/plan/
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証 結果及びそれを基に改善に反 映させた結果等	更新あり	指定国立大学法人構想に係る取組(第4期中期目標・中期計画にも記載)の成果や進捗状況をホームページに掲載している。 〈指定国立大学法人構想に係る取組の進捗状況〉 https://dnu.kyushu-u.ac.jp/progress/ また、第4期中期目標・中期計画については、4年目終了時及び6年目終了時に、業務の実績に関する報告書など目標・戦略の進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等をホームページに掲載予定としている。 〈第4期中期目標・中期計画〉 https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation/report/corporate-list/corporate-4
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る 各組織等の権限と責任の体制	更新あり	教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮すべく、学則、各種委員会規則、学部及び学府の教員組織の編制等に関する規則において、役員会、経営協議会、教育研究評議会や各学部・学府・研究院等組織の役割を明確にした経営及び教学運営の体制を構築している。なお、現在、各組織等の権限と責任の所在が明確でない点があることから、本学におけるすべての業務を可視化した上で、それぞれの承認・協議における行程を整理する等の検討を進めているところである。 <運営組織> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/management/ <役員会・経営協議会・教育研究評議会の構成> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja と役員等紹介(理事等の主な任務)> https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/officer/ <文書処理等細則> https://www.kyushu- u.ac.jp/ja/university/information/organization/officer/ <対書処理等細則> https://www.kyushu- u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/431/1/2004saisoku010.pdf/university/information/organization/committee/
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		「職員の総合的な人事方針」を策定し、長期的な視点に立って、本学の教学運営に必要な多様な経歴等を有する人材を計画的に確保・育成しつつ、職種・職位に応じた年齢構成の適正化と、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンの推進を図っている。 〈職員の総合的な人事方針〉 https://www.kyushu-u.ac.jp/f/43020/20210218-personnel-policy1.pdf
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく 行う活動のために必要な支出 額を勘案し、その支出を賄え る収入の見通しを含めた中期 的な財務計画		中期的な財務計画については、国立大学法人九州大学の中期計画において、「予算、収支計画及び資金計画」を策定し、公表している。 〈国立大学法人九州大学の中期計画〉 https://www.kyushu-u.ac.jp/f/47417/4thMid-termPlans.pdf

補充原則1-3⑥(4)及び 補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使 用状況等)	更新あり	教育研究の費用及び成果等については、「財務諸表、事業報告書、決算報告書等」及び「業務の実績に関する報告書」等の義務的開示に加え、財務情報や本学の教育、研究、診療及び産学官民連携の活動状況といった非財務情報を掲載し、多様なステークホルダーに対して本学がどのように価値を創造するかを説明するための「統合報告書」(財務レポートを拡充)を毎年度発行している。さらに、大学や各部局等の教育、研究等の現状(成果)等について、そのデータをとりまとめた「FactBook」を毎年度発行している。セグメント別(学部・学府・研究院等)の業務費用・業務収益等の情報を公表するとともに、これらの予算執行実績や機器等の保有・老朽化の状況、外部資金比率の状況等に関するデータ分析を通じて学内におけるコストの見える化を推進し、コスト意識の醸成等を図っている。 〈財務諸表、事業報告書、決算報告書等〉 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/financial_statements/〈業務の実績に関する報告書〉 https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/report/corporate-list/list 〈統合報告書〉 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/report/ 〈FactBook〉 https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/data-info/public/datacollections
補充原則1-4② 法人経営を担いうる人材を計 画的に育成するための方針	更新あり	「法人経営を担う人材の確保と育成方針」を策定し、国籍・性別・年齢などの区別なく、多様な分野における経験や有意義な知見を有する人材を法人経営を担う役員(監事を除く。)として登用している。 〈法人経営を担う人材の確保と育成方針〉 https://www.kyushu-u.ac.jp/f/43021/20210218-personnel-policy2.pdf 本学職員のうち、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者を、総長等を補佐するポストへ登用するとともに、大学経営で求められる能力の養成や国内外の人的ネットワークの構築を目的とした研修プログラムの受講機会の提供を通じて、大学マネジメントの感覚や専門性を磨く機会を増加させるなど、将来の法人経営を担う人材の育成を図っている。 【人材の登用状況】 ・理事:9名(うち女性(外部人材)2名) ・副学長:12名(うち女性2名、外国人1名) ・副理事:10名(うち女性2名、外国人1名)

原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を 補佐するための人材の責任・ 権限等	更新あり	総長は、理事、副学長、副理事等を任命し、主な任務等について分掌させており、加えて大学 経営に係る戦略原案及び事業計画原案の立案等をサポートする総長支援室や、総長が命ずる特 定の事項を担当する総長補佐を選任・配置するなど総長の意思決定や業務執行をサポートする 体制を整備している。 将来の法人経営を担う人材の育成については、「職員の総合的な人事方針」及び「法人経営を 担う人材の確保と育成方針」に基づき、多様な経歴等を有する人材の計画的な確保・育成を通 じて、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンを推進している。また、従前の学内各 種委員会の統廃合を進めるとともに、予め総長が定める事項については理事が専決することを 定める文書処理等細則を整備し、迅速かつ的確な意思決定体制の構築を進めている。 なお、現在、法人の長を補佐するための人材の責任と権限の所在が明確でない点があることか ら、本学におけるすべての業務を可視化した上で、それぞれの承認・協議における行程を整理 する等の検討を進めているところである。
		大学則
原則2-2-1 役員会の議事録		国立大学法人法第11条第3項に定める法人経営に係る重要事項について適時かつ迅速な審議を行い、本学ホームページに役員会の議事録を公開している。 〈役員会の議事録〉 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/conference/record/yakuin/
原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求 める観点及び登用の状況		「法人経営を担う人材の確保と育成方針」を策定し、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンの推進を図るとともに、将来の法人経営を担う人材を確保するため、多様な経歴を持つ者等の採用を積極的に行っている。また、同方針で「外部人材の登用の観点」を定め、多様な分野における経験や有意義な知見を法人経営に活かすことのできる外部人材を、理事として登用している。  〈法人経営を担う人材の確保と育成方針〉 https://www.kyushu-u.ac.jp/f/43021/20210218-personnel-policy2.pdf

	I	<u> </u>
補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る 選考方針及び外部委員が役割 を果たすための運営方法の工 夫	更新あり	学外委員の選任にあたっては、選考方針を定め、産業界、関係自治体、大学関係者等の多様な関係者から、様々な専門領域における深い経験と優れた実績を有し、本法人の経営に対して戦略的な助言を行うことができる人材を選任している。 なお、各委員の選任理由は以下のとおり。 ・唐池恒二委員:民間企業の経営者として顕著な実績を有し、企業経営の視点から法人経営に対して助言を行うことができる。 ・モンテ・カセム委員: 大学教員及び学長としての顕著な実績により、国際的視点から大学運営等に関して助言を行うことができる。 ・鹿野菜穂子委員: 大学教員及び法律の研究者としての顕著な実績により、専門的知見から法人運営に対して助言を行うことができる。 ・柴印建哉委員: 民間企業の経営者としての顕著な実績により、社会的動向を踏まえた視点から法人経営に対して助言を行うことができる。 ・柴戸隆成委員: 民間企業の経営者としての顕著な実績により、地域経済の動向を踏まえた視点から法人経営に対して助言を行うことができる。 ・柴戸隆成委員: 財政介政における経営者としての顕著な実績により、地域経済の動向を踏まえた視点から法人経営に対して助言を行うことができる。 ・浄田絶嗣委員: 財政行政における経験や民間企業における経営者としての顕著な実績により、企業経営と科学技術の視点から法人経営に対して助言を行うことができる。 ・富永隆治委員: 経営及び医学・教育・研究分野において顕著な実績を有し、専門的知見から大学運営等に対して助言を行うことができる。 ・中村英一委員: 経営及び医学・教育・研究分野において顕著な実績により、豊富な知識と経験に対して助言を行うことができる。 ・中村俊介委員: クリエイターとして顕著な業績を有し、創造的な視点から法人運営に対して助言を行うことができる。 ・根政人美子委員: 高等教育ではにおける多様な活動による顕著な実績により、豊富な知識と経験に基づく多角的な視点から法人経営に対して助言を行うことができる。 ・展郎取太が受責員: 県知事として地域の発展にかかる顕著な実績を有し、地域の視点を踏まえた深り、遺蔵によりに助言を行うことができる。 ・木林田浩一委員: 県知事として助言を行うことができる。 ・木中久美子委員: 高等教育行政における顕著な実績を有し、企業経営の視点がら法人経営に対して助言を行うことができる。 また、本会議の運営に関しては、各回において、本学の将末様想、予算・決算等の本学経営に関する重要事項を議題とするはか、本学の新たな取組や教員の研究活動を紹介し、大学文美術遺とではか、本学の新たな取組や教員の研究活動を紹介し、大学文書の選官に関する社会的役割や取組を把握し法人経営に生かすべく議事運営に努めている。  マ学外委員の選考方針> https://www.kyushu-u.ac.jp/f/42656/selection_policy.pdf く経営協議会議事概要> https://www.kyushu-u.ac.jp/f/42656/selection_policy.pdf
補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結 果、選考過程及び選考理由	更新あり	令和2年度に行った総長選考は、令和2年3月19日に本総長選考会議が定めた「次期総長に求められる資質・能力・ミッション、取り組むべき課題」を踏まえ、総長選考会議の権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。 選考過程において意向投票を行っているが、構成員の意向を確認し、総長選考会議の参考とするために行ったものであり、最終的には候補者の所信表明、ヒアリング等を参考に総長選考会議の責任と権限の下、主体的に候補者を選考している。 国立大学法人法等の法令の趣旨に鑑み、次期総長選考に向けて、意向投票によることなく総長選考・監察会議の自らの権限と責任において、より適切に選考が実施できるように、検討を進めているところである。 〈総長選考〉 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/presidential_selection

補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再 任を可能とする場合の上限設 定の有無	更新あり	総長の任期は、大学の長としての責任と権限の下に、本学として取り組むべき課題について一貫した改革を可能とするため、国立大学法人法に定める学長の任期の2年以上6年を超えない範囲内において、最長となる6年と定めている。また、総長の任期を6年とすることにより、次期中期目標・中期計画期間の1年半前に新総長が就任することになり、計画の策定段階からリーダーシップを発揮することができる。
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るた めの手続き		「国立大学法人九州大学総長選考等規則」において総長の解任の申し出に係る手続きについて 定めている。また本規則は本学ホームページに公表している。 〈国立大学法人九州大学総長選考等規則〉 https://www.kyushu-u.ac.jp/f/49063/0801_kisoku.pdf
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係 る任期途中の評価結果	更新あり	総長選考会議において定めた「総長の業務の執行状況に関する申合せ」に基づき、総長就任4年目には中間評価を実施することとしており、就任当初に掲げた理念実現に向けて業務が適切に執行されているか、総長などに対するヒアリングを通して、総長就任後3年間の業務執行状況の総合的な評価を行い、その評価結果については、本人に提示して今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、公表することとしている。 〈総長の業務執行状況の確認に関する申合せ〉 https://www.kyushu-u.ac.jp/f/42558/confirmation_of_conduct_of_affairs.pdf
原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の 選任方法・選任理由	更新あり	総長選考・監察会議委員の選任方法や選任理由については、本学ホームページにおいて公表している。 九州大学総長選考・監察会議委員は「九州大学総長選考・監察会議規則」の定めるところにより、学内者からなる委員と学外者からなる委員が同数となるよう選出している。 学外委員は、経営協議会を構成する学外者の中から選出され、経済・行政・大学など、様々な専門領域から、深い経験と優れた実績を有する人材を経営協議会の議を経て選出している。なお、各委員の選任理由は以下のとおり。 ・唐池恒二委員・民間企業での豊富な経験と顕著な実績があり、長年のリーダーシップと経営的視点を有している。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、そ の検討結果に至った理由	更新あり	令和5年1月24日開催の総長選考・監察会議及び令和5年2月16日開催の教育研究評議会において、大学の管理運営体制の強化に向けて、経営と教学の分離について検討する体制を整えるため、総長選考・監察会議の権限の一つとして、九州大学総長選考・監察会議規則に大学総括理事の設置に関する権限を規定することについて審議を行い、この旨を決定した。

基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制 及び見直しの状況	更新あり	本学は、内部統制の仕組みを整備・運用することで適正な法人経営を確保している。なお、内部統制の仕組みについては、「国立大学法人九州大学の業務の適正を確保するための体制等に関する規則」に定めており、本規則を本学ホームページにおいて公表している。今和4年度に、同規則の改正を行い、報告するリスクについて共通の定義付けを行った上で、報告事項の見直しを行い、リスクに対する防止体制の整備状況、日常的なモニタリングの対応結果、業務適正確保責任者と副責任者との連携・情報共有状況等を明確にすることで、これまでよりも個別・具体的なリスクを認識し、それを未然に防止・回避する仕組みを見直した。それでもなお発生した不適切な事案については、再発防止へ向けて改めて認識し、低減措置や情報共有を行うこととしている。 〈国立大学法人九州大学の業務の適正を確保するための体制等に関する規則〉https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/436/1/2014kisoku128.pdf (規則等概要)・総長から各所掌における業務を委任された理事・病院長は、「業務適正確保責任者」、委任業務に関係する各部局長等は、「業務適正確保副責任者」として、各委任業務について、リスクの評価と対応、業務適正確保活動、モニタリングなど業務適正確保システムを運用し、リスクや課題について必要な措置を講じる。・総務担当理事は「業務適正確保統括責任者」として、内部統制システムの運用状況を確認するため、各委任業務に係るリスクやそのリスク低減のために講じた措置の実施結果をそれぞれの業務適正確保責任者から年度ごとに報告を受け、運用状況やその課題等を取り纏め、総長に報告する。加えて学内にコンプラインス違反通報・公益通報窓口を設置するとともに、学外にも通報窓口を設置し、通報の方法や連絡先について本学ホームページで公表している。〈コンプライアンス違反通報・公益通報窓口〉https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/contact/compliance
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会 貢献活動に係る様々な情報を わかりやすく公表する工夫		社会からの理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行うため、法令に基づく事項に加え、法人経営や教育・研究・社会貢献活動に関する事項についても本学ホームページ等に掲載し、多様な関係者に向けて本学の活動状況等を分かりやすく公表している。 〈公表事項〉 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/ 〈社会連携推進室 公開講座の案内等〉 https://syarenkei.kyushu-u.ac.jp/ 〈大学ポートレート〉 https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0368/0368.html
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方 法による公表の実施状況		本学はそれぞれの活動ごとに多様な関係者を有しており、情報の公表を行うに当たり、本学の活動が分かりやすく伝わるよう、適切な対象、内容、方法等を吟味している。公表の方法は主にホームページを通じて行っているが、情報の受け手が多様であることを考慮し、大学ポートレートを活用したり、広報誌や各種パンフレット等も活用している。さらに、地域へのアウトリーチ活動や、自治体や産業界との連携を強化するような取り組みも推進している。 〈公表事項〉 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/ 〈社会連携推進室:公開講座の案内等〉 https://syarenkei.kyushu-u.ac.jp/ 〈大学ポートレート〉 https://portraits.niad.ac.jp/univ/outline/0368/0368.html

各学部・大学院のウェブサイト等にて、教育課程を修了することにより学生がどのような能力を身に付けることができるのか、学位プログラムを単位に教育の目的や学修目標(学問分野別参照基準に基づく)を中核要素とするディプロマポリシーとして掲載し、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーについても公表している。更に、ディプロマポリシー(学修目標)と個々の授業科目の関連を「カリキュラムマップ」により明示するとともに、学部のシラバスにおいては、当該授業科目に関連する学位プログラムの学修目標を明示・公表する取組も行っている。

また、学生の満足度については、令和2年度より、卒業生・修了生を対象として、大学での学びに対する満足度等に関するアンケートを毎年実施の上公表している。このアンケートでは、在学中の基幹教育及び専攻教育の学修成果や課外活動での学びの成果等について、学生がどのような知識や能力を身に付けることができたと感じているか、本学における教育、学生支援、施設・設備等に対する満足度などについて調査している(令和4年度の卒業・修了生を対象に実施したアンケート結果については、令和5年度中に公表予定)。

このほか、各授業科目では授業評価アンケートを実施するなど、教育成果に係る学生の満足度 に関連するアンケート調査も実施している。

各アンケート結果については、教育・研究の改善に資する分析を実施し、各部局等へフィード バックを行うことで、今後の教育・研究に積極的に活かす予定である。

進路状況については、毎年、主な就職先を学部・大学院のウェブサイトに公表するだけではなく、新入生の大学案内に進路状況を掲載し、受験生への情報提供も積極的に行っている。

<3つのポリシーとカリキュラムマップ>

https://mirai.kyushu-u.ac.jp/curriculum/map-policy/

<シラバス>

https://syllabus.kyushu-u.ac.jp/

<卒業・修了生調査>

https://mirai.kyushu-u.ac.jp/curriculum/stakeholder/

<進路状況>

https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/employment/situation/place

■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報(組織、業務、財務に関する基礎的な情報等)

https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/corporation/

■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報(管理者の資質及び能力に関する基準、理事会等病院の意思決定を行う組織の委員名簿、委員の選定理由)

https://www.hosp.kyushu-u.ac.jp/info/regulations2021/

■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報(医療の安全に関する監査委員会の委員名簿、委員の選定理由)

https://www.hosp.kyushu-u.ac.jp/info/iryou\_anzen/

■国立大学法人法第12条第8項に規定する情報(総長選考の結果等)

https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/presidential\_selection

■国立大学法人法第13条第2項に規定する情報(理事の任命)

https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/officer/

■国立大学法人法第13条の2第3項に規定する情報(大学総括理事の任命) 該当なし

■独立行政法人通則法第31条第1項に規定する情報(年度計画)

https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/plan/chuki/chuki3

■独立行政法人通則法第50条の2第2項に規定する情報(役員の報酬等)

https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/corporation/

■独立行政法人通則法第50条の10第2項に規定する情報(職員の給与等)

https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/corporation/

補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を 示す情報

更新あり

法人のガバナンスにかかる法 令等に基づく公表事項